

町田市議会会議規則の一部を改正する規則

町田市議会会議規則（昭和45年2月町田市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、疾病、看護、介護、<u>配偶者の出産補助、育児、公務その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>議員は、出産のため出席できないときは、その出産の前後を通じ16週間（多胎妊娠の場合にあっては、24週間）の範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>3 <u>前項の規定による欠席の期間は、産前については、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、16週間）前から、産後については、出産日後10週間以内とする。ただし、特別の理由があり議長が必要と認める場合は、前項に規定する期間内において、必要な期間延長することができる。</u></p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、疾病、看護、介護、<u>出産</u>、育児その他の<u>事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p>
<p>(欠席の届出)</p> <p>第91条 委員は、疾病、看護、介護、<u>配偶者の出産補助、育児、公務その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>委員は、出産のため出席できないときは、その出産の前後を通じ16週間（多胎妊娠の場合にあっては、24週間）の範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>3 <u>前項の規定による欠席の期間は、産前については、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場</u></p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第91条 委員は、疾病、看護、介護、<u>出産</u>、育児その他の<u>事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p>

合にあつては、16週間)前から、産後につ  
いては、出産日後10週間以内とする。ただ  
し、特別の理由があり委員長が必要と認める  
場合は、前項に規定する期間内において、必  
要な期間延長することができる。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由説明)

本案は、女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、住民が議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、本会議や委員会への欠席事由として、既に先行して規程している疾病、看護、介護、出産、育児に加え、配偶者の出産補助等を明文化するとともに、出産について産前・産後期間にも配慮した改正をするものである。